

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024年診療報酬改定により、当ステーションは、看護師等が、オンライン資格確認によってご利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

(新) 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

●施設基準

- 1.厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費の オンライン請求を行っていること
- 2.マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること
- 3.医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を 行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること

●個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた 適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

2024年6月

豊橋市医師会訪問看護ステーション 管理者 大西 友紀